

空調設備の借入れ及び保守管理等業務

仕様書

愛媛県立伊予高等学校

I 仕様書概要説明

1 借入物品名及び数量

空調設備の借入れ 一式

※空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む。）並びに保守管理及び修繕を含む。

※数量及び対象室は、別紙1「空調設備設置室一覧」のとおり。

2 借入期間

空調設備は、令和6年8月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から15年間（180箇月）とする。

なお、借入期間は、15年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、延長できるものとする。

3 技術的要件の概要

- (1) 本件に係る要求要件は、II 借入物品等に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- (2) 要求要件は、全て必須である。
- (3) 要求要件は、本校が必要とする最低限の仕様を示しており、空調設備の性能等がこれを満たさないとの判定がなされた場合には不合格となり、入札に参加できない。
- (4) 空調設備の性能等が要求要件を満たしているか否かの判定は、空調設備に係る仕様確認書その他の提出資料の内容を審査して行う。

6 その他

(1) 機器仕様書等に関する留意事項

ア 空調機器は、日本国内メーカーの機器を提供すること。

イ 機器の仕様については、使用時の消費電力が少ないこと、リサイクルが可能な設計となっていることなど、環境に配慮されたものであること。

ウ グリーン購入法（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）（改正平成15年7月16日法律第119号）の適合品とすること。

(2) 納入に関する留意事項

ア 納入スケジュールは、本校担当者と協議すること。

イ 空調設備の設置は令和6年8月31日までに完了し、稼働可能な状態にすること。

(3) その他の留意事項

ア 設置工事に要する一切の費用は受注者が負担することとする。

イ 設置工事の際に生じた廃棄物は、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

II 借入物品等に備えるべき技術的要件

借入物品等に備えるべき技術的要件は、別紙2「機器等仕様書」のとおりとする。
室温を適温に保つことができるようにすること。

III 性能、機能以外の要件

- 1 維持管理及び保守点検支援体制等
空調設備に故障、不具合が発生した場合、現地で迅速な復旧を行うこと。
- 2 取扱説明書について
空調設備に関する取扱説明書を本校に提出するとともに、取扱に係る説明を行うこと。